

●香川県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 施行者の名称  
丸亀市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中讃広域都市計画道路事業 3・5・116号 土居城東土器線
- 3 事業施行期間  
令和4年1月21日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 香川県丸亀市土器町西七丁目及び八丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし